

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2016年5月25日から2016年6月24日までに公布された主な環境法令	… 4
	2016年5月25日から2016年6月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 6
	2016年5月25日から2016年6月24日までの主な行政情報	… 7
	2016年5月25日から2016年6月24日までの主な裁判情報	…10
	2016年5月25日から2016年6月24日までの主なニュース	…11

## 「環境法政策を読む」廃棄物処理制度見直し 2

廃棄物処理制度専門委員会

第2回

循環型社会形成の一層の推進に向け、廃棄物の排出抑制や適正な処理等に関する事項等について、必要な検討を行う審議が開始されている。

6月15日第2回において、関係者ヒアリングとして①一般社団法人 日本建設業連合会、②東京都、③公益社団法人 全国産業廃棄物連合会のヒアリングが実施された。次回は、日本経済団体連合会、全国都市清掃会議、愛知県が予定されている。

## □ 関係者ヒアリング（廃棄物処理法に係る要望要約）

## 1. 建設業界[一般社団法人 日本建設業連合会]

## (1) 適正処理の更なる推進のために

1) 再生実態を把握できるようにする。

①中間処理業者の優良認定の条件に、売却品を含めたマテリアルフローの情報公開追加

②再生事業者登録制度に、再生品の品質管理基準等の制定と、再生品の品目ごとの「再生事業者登録」

2) 廃棄物処理に係る電子情報を一元管理する。

①紙マニフェスト情報の集計結果を電子データで提出し、JW-NETで一元管理

②廃棄物処理業者等の許認可情報を一元管理し、環境省のHP等で公開

## (2) 排出抑制及び温暖化対策

1) 建設廃棄物のリサイクル促進のため、現場内での「自ら処理」を幅広く認める。

2) 「自ら利用」における場外保管を積替え・保管として扱わない。

3) 廃棄物該当性判断における「市場価値の有無」について、輸送費を含めずに判断する。

## 「環境法政策を読む」 廃棄物処理制度見直し 2

### (3) その他の要望事項

- 1) 「建設汚泥」という語感から使用を敬遠される。「建設汚泥」の呼称を「建設泥土」と変更する。
- 2) 廃棄物処理委託契約において、支払いは契約当事者間で直接行うものと規程する。
- 3) 多量排出事業者計画・報告書のうち、少なくとも報告は廃止する。
- 4) 建設工事で大量に発生した一般廃棄物は、産廃と同様の手続きで処理委託を可能とする。

## 2. 都道府県[東京都]

### (1) 規制の対象範囲の拡大を図るべき分野

①環境汚染を生じるリスクがあり、②廃棄物処理法の規制対象とすることが適合的・効率的・有効である場合には、規制対象としていく（トレーサビリティの確保の必要性）。規制が必要な行為をできる限り特定して、適切な範囲内で対象範囲の拡大を行う必要（バーゼル法の範囲等）。

### (2) 特例措置の実効性の向上

- 1) 都道府県知事の再生利用指定は1都道府県域内に限定されるため、広域認定をより弾力的な手続きとする。
- 2) 事業者による循環資源の引取り等に関する規制緩和（店頭回収、宅配時の引取り）。
- 3) テナントビル等における「排出事業者」

テナントビル等では、各テナントに排出事業者責任を求めることは困難

### (3) 卒業判定の基準が必要

- 1) 環境汚染のリスクが十分に小さく、製品等の有用性が確保されていても、有償売却できないために「廃棄物」となる場合がある。適正な循環利用が阻害されないよう、卒業判定の基準。

### (4) 都道府県独自の優良産廃業者制度の扱い

都独自の「第三者評価制度」を構築・運用しており、国制度と同様に優遇措置の拡充が必要。

### (5) その他の課題

- 1) 地球温暖化対策
- 2) 排出事業者責任の強化
- 3) 欠格要件の見直し

## 3. 廃棄物処理事業者[公益社団法人 全国産業廃棄物連合会]

### (1) 業の許可等に関する要望

- 1) 許可申請手続き等の一層の合理化・効率化
- 2) 優良産廃処理業者の優遇措置の拡充等
- 3) 欠格要件の見直し
- 4) 「選別」の業の行為としての明確化
- 5) 保管に関する規制の見直し
- 6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し

### (2) 施設の許可等に関する要望

- 1) 施設の設置に係る許可申請手続きの合理化
- 2) 移動式がれき類等破碎施設の設置等に係る許可

(3) 区分及び品目分類等に関する要望

- 1) 産業廃棄物種類の該当性に係る判断の統一化
- 2) 特別管理産業廃棄物の限定措置の撤廃
- 3) 地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設等
- 4) 解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いの明確化

(4) 再生利用の促進に関する要望

- 1) 再生利用指定制度による再生資材等の広域利用の推進

(5) 排出事業者責任の強化に関する要望

- 1) WDS ガイドラインの委託基準化
- 2) 契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化
- 3) 産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底
- 4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務の徹底・強化

(6) 処理業者の資質向上への支援に関する要望

- 1) 業界が自主的に行う研修・講習等への支援措置

(7) 地方ルールに関する要望

- 1) 意見交換等の場の設定。
- 2) 条例等の関係情報プラットフォームの整備。
- 3) 「積み置き」の判断。

(8) その他の関連法令に対する要望

- 1) 建築基準法第 51 条ただし書き許可の規制緩和
- 2) 環境配慮契約法の強化

【委員からの意見等】

○産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底のために、不当に低い処理委託費の強制等を禁じる一般的な禁止事項を廃棄物処理法に設けるなどの措置を求める、とあるが、「不当に低い」とは？  
⇒食品廃棄物を例にすると、自治体の処理料金より低い場合は、不正を疑うことができる。

■ 事業者における留意点

廃棄物該当性判断について、それぞれの立場から要望が出されている。建設業界は、「市場価値の有無」について、輸送費を含めずに判断するべきとしている。東京都は、バーゼル法対象の有害物質等を想定して、廃棄物処理法の規制対象とすることが適格的・効率的・有効である場合には、規制対象とし、トレーサビリティの確保が必要であるとしている。全産廃連は、市町村等の判断によって、当該市町村等の処理施設で処理が困難な一般廃棄物については、当該市町村等が産業廃棄物に指定できる制度の創設を要望している。廃棄物の適正処理に向けて、廃棄物該当性判断について多岐にわたる検討が進められていくなかで、事業者として議論の方向性、どのような施策に結びついていくのか動向に注視していく必要がある。